

V 学校生活

1 校時

8:25～ 8:40	職員朝会		
8:40～ 8:50	SHR（ショート・ホームルーム）		
8:55～ 9:45	1校時		
9:55～10:45	2校時		
10:55～11:45	3校時		
11:55～12:45	4校時		
昼食・休憩			
13:25	5校時予鈴		
13:30～14:20	5校時		
14:30～15:20	6校時		
15:20～15:40	清掃	15:30～16:20	7校時
15:40～15:50	S H R ・ 放 課	16:20～16:30	清掃
		16:30～16:40	S H R ・ 放 課

2 学校生活の留意点

高等学校は将来の社会生活を送るために、必要な多くのことを学ぶ場所です。成長と共に「自己」と「他」、「公」と「私」の区別や、規律ある生活の中で、適切な服装・態度・言葉づかいなどを身につけないと、どんなに学力や体力に優れたとしても、周囲から誤解されることもあります。

また社会で許されないこと（法律違反、モラル欠如）等が、学校で許されることはありません。みなさんが将来大きな失敗をしないために、本校では厳しく細かく指導をすることもあります。さらに高等学校では、校長が必要であると認めた場合、保護者の協力を得て特別な指導を行なう場合もあります。

（1）学校生活のマナー

- ①挨拶の励行、正しい言葉づかい、目上の人や来客者に対しての礼儀を身に付けましょう。
- ②身の周りの整理・整頓、所有物の管理（貴重品管理、施錠等）を心がけ、安心安全な生活しましょう。
- ③時間を厳守し、けじめある生活を送りましょう。

（2）服装等に関する規定

- ①服装及び身だしなみは別表の規定に基づくものとし、本校生徒としての品位と誇りをもって、質素・清潔を心がけ、制服を美しく着用しましょう。
- ②事情があり規定以外のものを着用する場合は、異装願を提出してください。

（3）携帯電話・スマートフォン等の校内持ち込みについて

本校では、携帯電話・スマートフォン等の校内持ち込みを容認していますが、その際の規則は次ページのようになっています。この規則は、充実した学習環境の確保と、登下校時の安全確保のために設けられたものです。

快適な学校生活を送るために、ルールとマナーを守りましょう。

遵 守 事 項

- (1) 電源を切る。(通話、メール以外の使い方も禁止)
始業(8:40)～帰りのSHR(6限15:50、7限16:50)まで。
校外学習時等では、開始から終了まで。
※学校行事も同様の扱いとする。
- (2) 保護者への連絡等以外では使用しない。
- (3) 歩行中、自転車運転中は使用しない。
※授業等で使用するときは、担当教諭の許可を必ず受ける。

なお、上記遵守事項に従わず、マナーを損なうような行為等があった場合には注意、預かり、保護者来校等の指導を行うことがある。

(4) 欠席・遅刻に関する注意

欠席、遅刻をする場合は、電話または classi で、当日の朝までに必ず保護者が学校に連絡をしてください。なお、SHRに間に合わない遅刻は、まず職員室で遅刻カードの交付を受けます。遅刻カードがない場合、授業中の教室に入室できません。

服装・頭髪規定（Aタイプ）

項 目	規定および留意事項		着用期間	
			10/1～5/31	6/1～9/30
1 コート類	コートとは、P コートやダッフルなどを指す 色：白・黒・紺・ベージュ・グレー・茶 柄：無地で絵や柄の無い、華美でないもの 丈：上着が隠れる程度から膝が隠れる程度 ※ジャンパー・パーカー類は禁止、ダウンジャケット、ウインドブレーカーは着用可		許容	
2 上着	指定のもの		○	許容
3 ベスト	指定のもの		許容	許容
4 セーター	指定のもの		許容	許容
5 ネクタイ	指定のもの		○	
6 ワイシャツ	指定のもの		○	
7 ズボン	指定のもの	冬もの	○	許容
		夏もの	許容	○
8 ソックス	白・黒・紺・グレーの無地でワンポイントのものまで可（外内同じマークは可）		○	
9 靴	黒・茶等の単色でかかとの低い短靴または運動靴など。（華美でないもの）			
10 上履き	指定のもの			
11 髪	長髪・変形・変色は禁止。奇抜なスタイルは不可とする。 前髪は目にかからない。横髪は耳にかからない。もみあげは耳たぶより下にいかない。後ろ髪は襟にかからないこと。			
装身具は禁止。長い爪・過度に手入れした眉、ひげは禁止とする。				

○…着用 許容…規定及び留意事項に準ずる。

- ・着用期間については、気候状況により柔軟に対応する場合がある。
 - ・ワイシャツの下に着用するものの色は、白を基調とすること。（適切なものを着用）
 - ・夏場はポロシャツの着用を認める（無地ワンポイントのマークは可。但し色柄物は不可）集会行事等は不可とする。
 - ・授業中は体育着を着用しない。
 - ・制服等の改造をしたものは買い直す。（完全に戻せるものは戻す）
 - ・譲り受けた制服等を着用する場合は、体に合ったもの、規定に合っているものを許容とする。
- ※指導上の注意…違反の衣類は預かる。（生徒に指導、保護者への連絡後、返却）

服装・頭髪規定（Bタイプ）

項 目	規定および留意事項		着用期間	
			10/1～5/31	6/1～9/30
1 コート	コートとはPコートやダッフルなどを指す 色：白・黒・紺・ベージュ・グレー・茶 柄：無地で絵や柄の無い華美でないもの 丈：上着が隠れる程度から膝が隠れる程度 ※ジャンパー・パーカー類は禁止。ダウンジャケット、ウインドブレーカーは着用可		許容	
2 上着	指定のもの		○	許容
3 ベスト	指定のもの		許容	許容
4 セーター	指定のもの		許容	許容
5 リボン	指定のもの		○	
6 ブラウス	指定のもの		○	
7 スカート	指定のもの	冬もの	○	許容
	※丈は膝にかかる程度	夏もの	許容	○
8 ズボン	指定のもの		許容	許容
9 ストッキング	肌色・黒・紺の無地		許容	
10 ソックス	白・黒・紺の無地でワンポイントのものまで可 (外内同じマークは可)		○	
11 靴	黒・茶の単色でかかとの低い短靴または運動靴 など。(華美な物は避ける)			
12 上履き	指定のもの			
13 髪	変形・変色は禁止。奇抜なスタイルは不可。 髪につける装飾品は華美なものは避ける。			
装身具は禁止。長い爪・マニキュア・化粧・過度に手入れした眉は禁止とする。				

○…着用 許容…規定及び留意事項に準ずる。

- ・ブラウスの下に着用するものの色は、白を基調とすること。（適切なものを着用）
- ・夏場はポロシャツの着用を認める（無地ワンポイントのマークは可。但し色柄物は不可）集会行事等は不可とする。
- ・授業中は体育着を着用しない。
- ・制服等の改造をしたものは買い直す。（完全に戻せるものは戻す）
- ・譲り受けた制服等を着用する場合は、体に合ったもの、規定に合っているものを許容とする。

※指導上の注意…違反の衣類は預かる。（生徒に指導、保護者への連絡後、返却）

（５）早退・外出にあたっての注意

早退する必要があるときは、必ず担任に申し出て早退許可証を受領してください。体調の悪いときは、まず養護教諭に相談してから担任に連絡してください。また帰宅後、学校に無事到着の旨連絡をお願いします。登校後の外出は原則として禁止します。やむを得ず外出する場合は、担任に申し出て外出許可証を提出して下さい。

（６）届出等

ア 異装願

学校指定の制服・ワイシャツやブラウス等、やむを得ず異装する場合は、願に理由・期間を明記して保護者署名捺印の上担任に提出してください。

イ 旅行届・旅行許可願

保護者の同行なく、旅行・登山・キャンプ・ハイキング・サイクリング・スキー・スケート等に行く場合、日程・行き先・同行者・責任者を明記して、許可願を担任に提出してください。

ウ 学割交付願

学割が必要な場合は、所定の用紙に担任印を受けてから事務室に提出してください。

エ 学校外行事参加届

日時、場所、実施の目的、内容、責任者氏名を明記して、保護者の承認を得て担任に提出してください。なお、学校活動等に支障をきたす場合には許可できません。

オ 交通事故届

被害・加害を問わず事故にあった場合、すみやかに担任に届け指示に従ってください。

カ 盗難紛失届

持ち物の盗難あるいは紛失した場合、担任に伝え指示に従ってください。

（７）昼食等について

できるだけ家庭で作った弁当を持参することが望ましいですが、けやき館の食堂ならびにパン等の校内販売も利用できます。なお登校後、昼食の購入等で校外に出ることは認めません。

* 食堂・自動販売機の利用方法

- ①休み時間に食券を購入し、昼休みに食券と引き換えに食事をうけとります。
- ②休み時間に販売されるテイクアウト商品がありますが、歩きながら食べないでください。ゴミは各自で処理してください。
- ③食券・テイクアウト商品の購入は休み時間内に行い、授業時間内に食堂にいないようにしてください。利用状況、テイクアウト食品の後片付け状況等に問題があるときは、利用の制限を加えることもあります。
- ④校内の自動販売機で購入した飲み物の空き缶・ペットボトル等は、分別して所定の入れ物に処分してください。また校外から持ち込んだものは各自持ち帰ってください。分別が適切に行われない場合、また空き缶・ペットボトルが散乱する場合は、自動販売機の使用制限を検討します。

(8) アルバイトについて

アルバイトは原則として禁止です。無断アルバイトは特別指導の対象になります。ただし、特別な事情があり、下記の条件を満たしている場合には認められることがあります。

○アルバイトが必要と認められる特別な事情がある場合の条件

- ①家計の補助を目的とすること。
- ②学業成績が不振でないこと。(評定1がある場合、評定2が5つ以上ある場合は認めない)
- ③身だしなみや学校生活に違反がなく、支障をきたすことがないこと。

○アルバイトが許可された場合

生徒は担任に経過報告を随時行うこと。また、定期試験1週間前及び試験中は認めない。

○アルバイトが認められた時の条件

- ・アルバイト先の所在地は、自宅から通える範囲である。夜間勤務や宿泊を伴うものは認めない。
- ・娯楽場、旅館、ホテル、民宿や酒を伴う飲食店等の接客等々、生徒の健全育成に支障がない場所。
- ・アルバイトの時間は、午後10時までに帰宅できる時間帯とすること。

(9) 教育相談について

高校生は心身共に大きく成長するとても大切な時期です。様々なことで悩み、苦しむときもあるでしょう。それを克服しながら成長し、自己を確立していくことができるのです。しかし、自分だけではどうしてよいかわからないときも必ずあります。そういうときは、ひとりで考え込まずに本校の先生にいつでも相談してください。また、毎週1回、スクールカウンセラーに来校していただき、相談に応じてもらっています。どんな悩み事でも対応してくれますので、気軽に申し出てください。

(10) 保健室の利用について

保健室は、みなさんが健康で元気に学校生活を過ごせるように、学校における健康センターとして健康診断・健康相談・救急処置等を行うために設置されています。

①病気やけがの処置について

保健室は、応急処置をするところであって治療するところではありません。医療につながるまでの処置を行うところです。保健室の利用は、原則、休み時間に利用しましょう。やむを得ず授業中に利用する場合は、担任や授業担当の先生に許可をとってから利用しましょう。

②ベッド使用について

ベッドの使用は、原則として1時間とします。回復の見込みがある場合と保護者が迎えに来るまでの間に限ります。

③薬について

内服薬は原則与えていません。鎮痛剤など必要になることがある人は、各自常備しておきましょう。薬は副作用を伴います。友達と譲り合うことなどは、とても危険です。

④早退について

体の調子が悪く早退する時は、保健室に必ず申し出るようにしてください。早退する

必要があると判断した場合、担任の先生へ連絡して早退の手続きをします。

⑤養護教諭が不在のとき

保健室は施錠します。用事のある人は、担任または学年の先生に相談してください。

⑥スポーツ振興センターの利用について

登下校中や学校の管理下でケガをして受診した場合、医療費の給付を受けることができます。担任や部活動顧問に申し出てください。

⑦学校感染症について

学校感染症に罹患した場合、医師の指示により治癒までの期間、出席停止になります。医師より学校感染症に罹患したと診断を受けた場合は、速やかに担任に連絡してください。治癒証明書を医師に記入していただいてから登校することができます。治癒証明書は学校のホームページからもダウンロードできます。

⑧健康相談について

高校生は身体の変化も激しく精神的にも悩みや葛藤が多くなるときです。身体の変化の始まる時期や速さは一人一人違いますが、いろいろな変化は確実に訪れます。また、心に問題を抱えたときはそれがストレスとなって、身体にいろいろな症状があらわれることがあります。ひとりで抱え込まずにいつでも相談に来てください。

(11) 個人用ロッカーの利用について

廊下に据付のロッカーを利用できます。貴重品等を入れる場合は、鍵を自分で用意し管理してください（鍵の配布はいたしません）。また教室内の棚は個人用ではありません。

(12) 進路資料室・メディアモールの学習スペースの利用について

進路資料室には、大学別過去問題集をはじめ、皆さんが進路を考えるとき参考になる資料がおかれています。最近の大学入試は受験の形が何種類もあります。自分の希望受験先がどうなっているかを知り、少しでも早くそれに備えることが大切です。新入生は積極的に進路資料室へ来て、わからないときはいつでも進路担当者と呼んでください。また、メディアモールの学習スペースでは、生徒が自主学習を行うのに最適な環境が整っています。早朝（7:30～）や放課後（～17:45）、休日（8:00～16:30）の時間帯で自由に利用することができます。多くの一年生が利用されることを期待しています。

(13) 図書室の利用について

ア 目的

- ①図書室は、調べ学ぶ情報センターとして、高校生活の充実を図る場です。
- ②資料を利用して、授業を展開する学習センターの役割を持ちます。
- ③資料を活用して、人間性を育む読書センターの機能を持ちます。

イ 開館日および時間

月曜日～金曜日 午前10時から午後4時45分まで

* 長期休業日のときは特別に開館日を設けます。

ウ 館外利用について

- ①貸し出し期間は2週間以内、貸し出し冊数は1人5冊以内、視聴覚資料は1人2点以内と

します。ただし長期休業中は別に定めます。

- ②貸し出し期間後も引き続き同一図書を借りたい場合は、一度返却して再び貸し出し手続きを経て借りてください。(継続貸し出しは、2回まで)
- ③貸し出し中の図書は又貸しをしないこと。
- ④図書を紛失、汚れ、破損したときは、すぐに係に申し出ること。場合によっては、相当代価を求めることもあります。
- ⑤禁帯出ラベルが貼ってある図書は、貸し出しをしません。ただし特に必要な場合は、その限りではありません。

エ 館内利用

- ①館内では自由に図書資料を書架から手に取り利用できます。
- ②利用した図書資料は、配列を乱さず正しい位置に戻してください。
- ③新聞・雑誌は、館内で利用し、館外に持ちだしてはいけません。(ただし、雑誌のバックナンバーについては貸し出しをしています)
- *館内では静かに、私語、携帯・音楽プレイヤーの使用、飲食など、他人の迷惑となる行為はしないこと。

(14) 体育館・トレーニング施設の利用について

すべての体育施設(トレーニング機器を含む)の利用に関しては、以下の使用上の注意事項をしっかりと守って安全に十分留意しながら使用してください。

※使用上の注意事項

- ①使用を希望する場合は、体育科職員もしくは各部顧問の許可を得てから使用すること。
(トレーニング機器を使用する際は体育教官室の“ウエイト器具使用簿”に必要事項を記入すること)
- ②初めて使用する際には、体育科職員から使用方法の説明をうけること。
- ③使用する際の服装は、学校指定の体育着を着用すること。ただし、放課後の部活動で使用する場合は各部のトレーニングウェアの着用も認める。靴は体育館シューズ、または、専用のトレーニングシューズを使用すること。
- ④正しいトレーニング方法と使用方法に従い、安全に留意すること。(トレーニング機器を乱暴に扱う事は厳禁)
- ⑤飲食しながらの使用は厳禁
- ⑥使用中に事故・故障等が発生した場合は、体育科職員及び各部顧問に報告すること。
- ⑦使用後は機器類の電源を切り、整頓・清掃を行うこと。
規則が守れない場合は使用を中止し、以後使用を禁止する。

(15) 事務室より

ア 授業料及び諸会費について

指定された口座から引き落としを行います。指定の口座に変更があった場合は、すみやかに事務室まで連絡をお願いします。引落金額・期日については、学校からの通知をご覧ください。

- ①授業料は月額 9,900 円(年額 118,800 円)です。ただし、保護者等の所得について次の算

定式により計算した額「市町村民税の課税標準額×6%—市町村民税の調整控除の額」の合計が 304,200 円未満の生徒は、高等学校等就学支援金制度による支援金が授業料に充てられ支払いは不要になります。また、授業料以外の教育費の支援制度として、県民税・市町村民税所得割額が非課税の世帯では、「奨学のための給付金」による支援を受けることができます。両制度とも学校から案内しますので、確認し申請してください。

②諸会費は、PTA 会費・生徒会費・記念事業費・学年会費です。

イ 各種証明書の発行（交付）について

①在学証明書

事務室窓口で「証明書発行願」に記入し、提出してください。

②学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）

「学割交付願」（用紙は担任からもらう）に必要事項を記入し担任に提出し、担任印をもらった後、事務室に提出してください。

③通学証明書（定期券の購入）

事務室窓口にある「通学証明書発行願」に記入し、提出してください。

各種証明書の発行（交付）には時間がかかりますので、余裕をもって申請してください。

ウ 奨学金について（奨学のための給付金以外のもの）

経済的理由により修学が困難な場合に利用できる奨学金制度があります。日本学生支援機構（大学等進学時の予約募集：3 年次）、群馬県、前橋市等の各種奨学金の募集がありましたら、その都度担任を通じて紹介します。

(16) P T A より

① P T A 賠償責任補償制度について（全員加入）

本校では、生徒が期せずして事故を起こして加害者となり、賠償責任を負ってしまった場合に備え、「P T A 賠償責任保険＋施設賠償責任保険（学校管理下）」に加入しています。

また、この制度は P T A 活動中（P T A 会員）に起因する事故も対象となります。

（例）生徒の活動に起因する賠償責任

- ・自転車で走行中に、誤って他人にぶつかり、けがをさせた。

P T A 活動に起因する賠償責任

- ・ P T A 活動中に借りたマイクを落として壊してしまった。

学校管理下に起因する賠償責任

- ・先生の指導のもと、バッティング練習中に打った球が通行人に当たり、けがをさせてしまった。

②高校生総合補償制度について（原則として全員加入をお願いしています）

群馬県は、通学時における高校生 1 万人あたりの自転車事故発生件数が、全国の中でワーストを争う位置になっています。そのことに加え、本校は通学に自転車を使用する生徒が大多数を占めており、通学中に誤って他人にけがを負わせてしまった場合に適用されるのがこの保険です。

昨年度は全校生徒の約 9 2 % に加入していただいています。本校の交通安全指導にご理解いただき、加入をお願いします。

3 交通安全

(1) 交通規定

- ア 道路交通法等、一般の交通ルール・マナーを守ること。
- イ 令和5年度より自転車利用時の高校生ヘルメット着用が義務化になります。本校においては、令和4年度より通学時のヘルメット着用をルール化し指導を行います。自転車利用時には必ずヘルメットを着用しましょう。

(2) 自転車通学者について

- ア 自転車通学をするものは、鑑札を後部泥よけに貼り付けておくこと。
- イ 自転車置き場は決められた場所を使用し、必ずカギをかけること。
- ウ 自転車通学者は、雨天時は必ずレインコート等を着用すること。
- エ 定期的に自転車の整備点検を行うこと。
- オ 自転車通学者は十分に交通事故に注意すること。
- カ 通学時のヘルメット着用を義務とする。違反者には適宜指導を行う場合がある。

(3) 注意事項

- ア 学校周辺の通学路は道幅が狭いものが多いため、必ず一列で通行すること。
- イ 自転車運転中のスマートフォン利用やイヤホン装着は絶対にやめること。
- ウ 周囲をよく見て、落ちついた判断ができるように、時間に余裕をもって行動すること。

4 特別活動

(1) ホームルーム（HR）

ホームルームは毎日の学校生活の基盤であり、校内で最も身近に感じる場所です。ここでは学級担任を中心に、健全な社会生活を送るために必要な規範意識や、人間関係の作り方を体験的に学ぶと共に、自らの問題を自主的に考え解決する力を身に付け、「市立前橋高生」であることを誇りにできる気持ちの基盤を育みます。

人間は、所属する集団にしっかりと根付き、気持ちを寄せられるようになると、養分をどんどん吸収して成長します。最初は他人の集まりですが、一年を通じてお互いに養分を吸収し成長し合える集団になるよう努めてください。本音で付き合う事、自分が大切な様に他人のことも大切に思える事、陰口・悪口を言わない事など、基本を身に付ければ必ず良い集団になります。

SHR（ショート・ホームルーム）は、毎日、朝と下校前に行い出欠や連絡事項の確認をすると共に、時によってクラス独自の話し合いなどもあります。LHR（ロング・ホームルーム）は週1時間あり、主に学校行事の準備や進路に関する学年行事などが行われます。各クラスのアイディアを出す場面では、係の生徒を中心に学級担任の先生と相談して、計画的かつ主体的に取り組んでください。

(2) 学校行事

高校生活を振り返ったとき、思い出に残るのは数々の学校行事です。修学旅行・スポレク大会（球技種目とレクリエーション種目を設定）・体育祭・文化祭などの行事では、級友との交

流や協力により、共に創り出す喜びを体験できるでしょう。また、入学式・始業式・終業式・卒業式などでは、儀式での心構え・態度・服装などあるべき姿を学びます。学校行事は高校生活の節目であったり、アクセントであったりします。これらを通じて豊かで幅のある人間性を育てます。

（３）生徒会活動

私たちが所属する生徒会には、直接の活動の場として各HR・部活動・委員会・生徒会行事があります。また、学校全体の行事として各種の文化的行事・体育的行事・儀式等があります。

生徒会の活動方針は次の通りです。

1. 明るく、楽しく、活発な生徒会にする。
2. 一人ひとりが市前高生であることを自覚し、生徒会活動に積極的に参加する。
3. 委員会、部サークル、HRなどの活動を進んで行う。
4. 全校生徒が積極的に参加できる生徒会にする。

この活動方針を達成するためには、生徒一人ひとりの協力はもちろん、各HR・部サークル活動・委員会の活性化が重要です。

さて、生徒会活動に積極的に参加するためには生徒会がどのような組織と年間行事の基に活動しているかを知っていなければなりません。また、生徒会が本部役員だけのものでなく、会員全体のものであることを理解することが大切です。では、評議会のことから説明しましょう。

ア 評議会

生徒総会に次ぐ議決機関で、各クラス2名、計36名の評議員により構成されており、評議員はHR運営の中心となり、クラス代表として評議会に臨みます。評議会では、生徒総会時以外で提案された議題や諸問題と各クラスから出た意見が討議されるほか、部活動の新設、休部、廃部等も生徒会本部の原案に基づいて協議されます。

イ 生徒会年間行事

1年間の主な生徒会行事は次の通りです。（令和4年度予定）

- | | | | |
|----|---------------------|-----|------|
| 4月 | 対面式・新入生歓迎会（部サークル紹介） | 10月 | 体育祭 |
| 5月 | 生徒総会・高校総体壮行会 | 2月 | 予餞企画 |
| 6月 | スポレク大会 | | |
| | 生徒会本部役員改選（選挙） | | |

ウ 委員会活動

委員会活動の活性化は生徒会活動においてとても重要です。それぞれの委員会は、各学級2名の代表で構成され、安全・視聴覚・新聞・体育・図書・美化・風紀・HR・保健などの委員会があります。

- ① **安全**……安全委員会は、生徒の安全を確保するための委員会です。活動内容は、交通安全と校内の安全を守ることです。交通安全では、登下校の交通整理、事故防止の呼びかけなど。校内の安全では、避難訓練の実施などが主な活動です。

- ② **視聴覚**……主な活動は朝の放送当番で、毎朝登校時に校歌のCDを流しています。また、芸術教室の運営に関わったり、学校行事での放送器具の準備やアナウンスをしたりしています。
- ③ **メディア**…「前市高新聞」では、学校行事、探究学習、部活動報告などの生徒の活躍を記事にしています。生徒の活動を校内のみならず、外部の皆様に発信していくように工夫しています。PTA 新聞との合併により、本格的な新聞を発行することが出来るようになりました。今後も様々なアイディアを取り入れて、進化をし続けたいと思います。
- ④ **体 育**……体育委員会の主な仕事は、普段の授業時の連絡・準備等と体育祭や校内球技大会の準備と進行です。体育委員長を中心に行事の目的、実施の方法などを考え、また、生徒全員の体力向上を図るために常に努力しています。
- ⑤ **図 書**……開館日／月曜日～金曜日 開館時間／午前 10 時 00 分～午後 4 時 45 分
貸出 2 週間以内 図書 5 冊 CD 2 点（余分に借りたい人は相談に応じます。）図書室はあなたの知りたい、読みたい意欲を応援します。調べたいことがあったら気軽に係員に相談しましょう。読みたい本のリクエストも受け付けています。より充実した学校生活に図書室を役立ててください。
- ⑥ **美 化**……校内の美化を中心に、ゴミの仕分けや校内一斉清掃、花の水やりや花の植えつけなど、みなさんがよりよい環境の中で学習できるように努力している委員会です。みなさん一人一人の自覚と協力が大きな支えとなっています。みんなで心をつなげて校内美化を推し進めていきましょう。
- ⑦ **風 紀**……風紀委員会は、主に学校生活の規律について提案し、改善していく委員会です。クラスの風紀委員が、あいさつ運動や啓発ポスターを作成し、全校生徒に向けて発信しています。先生方や生徒会本部役員と話し合い、よりよい市立前橋高校になるよう努力しています。
- ⑧ **H R**……学校生活の基礎になるHR活動を活発にするため、クラス活動の指揮をしたり、クラスの声をもとめたりと、クラスのためにできることを積極的に行います。
- ⑨ **保 健**……生徒の健康保持増進を図り、健康で充実した高校生活が送れるよう次の活動をしします。
- i) 健康に対する関心を高める。(保健だよりの発行、歯と口の健康推進活動、ポスターの作成)
 - ii) 環境衛生の向上を図る。(加湿空気清浄機の管理)
 - iii) 生徒の実態について把握し、テーマを決め、健康を増進するために調査した内容を学校保健委員会で発表する。
- ⑩ **若い芽編集** ……生徒会誌「若い芽」の編集・作成作業を担当します。クラス紹介の原稿を書いたり、各部署へ該当項目の原稿を依頼したりし、それらを集約して校正も行います。
- ⑪ **体育祭実行** ……本校では体育祭と文化祭が交互に、隔年開催という形で開催されます。体育祭実行委員会は体育祭が開催される年度に組織されます。体育祭の企画・運営を行います。

- ⑫ **文化祭実行** ……文化祭である「けやき祭」が開催される年度に組織されます。文化祭の企画・運営を行います。
- ⑬ **予餞企画** ……1、2年生のみで組織されます。2月開催の、3年生に対する「予餞企画」（「3年生を送る会」としての位置づけ）の開催に向けて、企画と運営を行い3年生の卒業に華を添えます。
- ⑭ **修学旅行** ……2年生でのみ組織されます。修学旅行の実施に向けて学年団とクラスの連絡調整役を担います。事前に葉の作成をしたり、修学旅行期間に集合・点呼や様々な業務を行ったりします。
- ⑮ **アルバム編集** ……3年生でのみ組織されます。卒業アルバムのクラスページの作成、写真選定、撮影助手、全体的な配色等を担当します。
- ⑯ **家庭クラブ** ……家庭科の授業と関連して、ホームプロジェクト発表（主として2年生）や、校庭の花壇等の整備・管理をします。

（４）部・サークル活動

部・サークル活動は、学年や学級の垣根を越えて、共通の興味や関心を持った同好の生徒によって組織されています。

部活動は、自主性を持って積極的に参加したいものです。部活動に参加することによって、自分の能力だけでなく相互の能力や可能性を確認し合い、楽しい集団生活を経験してみることがどんなに素晴らしい事か。部・サークル活動はホームルームにはない楽しさを味わい、豊かな人間性を育む場であるという人もたくさんいます。部・サークル活動はお互いの友好的な人間関係を育てる場であることを理解して、あなたの力を思う存分発揮できる部・サークルに入部しましょう。

入学直後に行われる部・サークル紹介では各部・サークルの代表が熱烈に歓迎します。しっかりと見て聞いて自分の可能性を広げる活動の場を見つけてください。この冊子の「Ⅴ. 学校生活 部・サークル紹介」に各団体の説明が記載されていますので、よく読んでください。さらに詳しく知りたい場合は、部員や顧問教諭に気軽に声をかけてください。